

このような時は手続きをお忘れなく!

農地の売買、貸借、相続等による名義変更は忘れずに
改良区への届出をお願いいたします

農業委員会等で手続きを行っても、土地改良区への届出がなければ土地原簿や組合員名簿等台帳の修正、賦課金の変更は行われませんのでご注意ください。

以下のような組合員資格に変更があったときは組合員資格得喪通知の届出が必要になります

組合員資格に変更があったとき

組合員資格得喪通知

- ・売買、贈与、交換、農地中間管理事業を利用した賃貸借等により農地の移動があった場合。
- ・相続、経営移譲等により組合員名義の変更があった場合。

手続きには以下の物✓が必要になります。

こちらをご持参下さい

- マイナンバー、免許証等の顔写真付きの身分証明書
- 印鑑（認め印で構いません）

以下のような賦課金負担を変更するときは賦課金負担区分通知書の届出が必要になります

賦課金負担を変更するとき

賦課金負担区分通知書

- 農地の賃貸借等に伴い、農地の所有者と耕作者より資格得喪通知と併せて賦課金負担区分通知書を届出させていただきます。賦課金負担区分通知書は賦課金負担区分通知書の内容で計算しております。経常賦課金、維持管理費、各事業地区特別賦課金の負担を変更予定がありましたら資格得喪通知と併せてご確認をお願いいたします。

手続きには以下の物✓が必要になります。

こちらをご持参下さい

- マイナンバー、免許証等の顔写真付きの身分証明書
- 印鑑（認め印で構いません）

口座振替希望の方、口座番号変更希望の方は

こちらをご持参下さい

- 口座番号の分かる通帳等
- 通帳登録印鑑

申請書等の様式がこちらでダウンロードできます。

手続きの際は是非ご活用ください！

新庄土地改良区公式HP

<https://midorinet-shinjo.jp/>

- ① 組合員資格に変更があったとき（資格得喪通知）
- ② 賦課金負担を変更するとき（賦課金負担区分通知書）
- ③ 農地を転用するとき（地区除外申請書）
- ④ 土地改良施設を使用するとき（土地改良施設他目的使用申請書）
- ⑤ 賦課金口座振替に変えるとき又は名義や指定口座番号を変更したとき（新庄土地改良区賦課金口座振替依頼書）